邑南町告示第３４号

邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業実施要綱を次のように定める。

　　平成２７年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　邑南町長　　石橋　良治

邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条　この告示は、多世代同居等を目的に住まいの整備を行う者に対し、経費の一部を補助することで、町内における多世代同居等を推進し、こどもを安心して産み育てられる環境づくりを推進するとともに、若い世代の集落への定住を促し、地域コミュニティ内での子育て環境を充実することを目的に、邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 定住　新築、増改築又は修繕した住宅を生活の本拠として、5年以上継続して居住することをいう。
2. 3世代同居　親―子―孫の3世代が同じ建物内に居住することをいう。
3. 2世代同居　夫婦（婚姻の予定者を含む。）とそのいずれかの親とが同じ建　　物内に居住することをいう。
4. 近居　同一の敷地または同一集落内に、２世代以上が別の建物に居住することをいう。

(補助対象者)

第3条　補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、3世代又は2世代同居若しくは近居を目的に、住宅を新築、増改築、修繕し、そこに定住する者とする。ただし、申請日の1年前までに3世代又は2世代で同居又は近居していた者は除く。

2　前項の申請日の1年前までに3世代又は2世代で同居若しくは近居していた者のうち、賃貸契約により持家以外の住居に居住していた者は、補助対象者に含める。

3　補助対象者及びその世帯に属する者に町税及び使用料等の滞納がある場合は、補助金の交付はしない。

(補助対象事業等)

第4条　補助金の対象事業、対象経費、補助率又は補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助対象住宅)

第5条　補助金の交付対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、補助対象者が自ら入居する目的で邑南町内に新築、増改築又は修繕する住宅(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅については、居住の用に供する部分に限る。)とする。

2　前項の住宅は、邑南町内の業者と工事請負契約(交付対象工事費用が200万円以上のもので、土地代は対象としない。)を締結するものであって、交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了するものとする。

(交付申請)

第6条　本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表に定める書類を添えて、新築の場合は当該年度の9月末日までに、増改築及び修繕の場合は当該年度の12月末日までに、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条　町長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2　町長は、補助金の交付の可否及び交付額を決定したときは、邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(施工等)

第8条　申請者は、交付決定後に工事等に着手するものとする。

2　申請者は、交付決定を受けた後において、工事等の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条　申請者は、工事が完了したときは、速やかに邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金実績報告書(様式第3号)に別表に定める書類を添えて、交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の実績報告書を受理したときは、必要に応じて現地調査等により報告の適否を決定するものとする。

(補助金の請求)

第10条　申請者は、前条第2項の規定による適否の決定後、邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(交付の取消し)

第11条　町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、やむを得ないものと認める場合を除き、交付の決定を取り消すことができる。

(1)　偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を受け取った日から5年を経過する日までに当該補助対象住宅に居住しなくなったとき。

2　町長は、前項の規定に基づき交付の決定を取り消したときは、すでに交付した補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条　この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　(施行期日)

1　この告示は、平成27年4月1日から施行する。

　(この告示の効力)

2　この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定についてはこの限りでない。

別　表(第4条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象工事 | 補助対象経費 | 補助率等 | 申請書に添付する-書類 | 実績報告書に添付する書類 |
| ３世代が同居するために施工する建築工事で請負契約額が200万円以上のもの | （1）同居・近居を目的とする住居の新築、増築又は改築、修繕に要する経費  （2）邑南町内の業者と工事請負契約を締結するもので、交付対象工事費用200万円以上のもの | 対象経費の10％  ただし、上限を100万円とする。 | (1)　申請者の住民票の写し  (2)　誓約書(様式第5号)  (3)　費用を明らかにできる書類(工事請負契約書の写し、工事にかかる見積書の写し等)  (4)　位置図、平面図、立面図及び増改築及び修繕にあってはその内容のわかる図面  (5)　その他町長が必要と認める書類 | (1)　領収書、これに準ずるものの写し等  (2)　成果が確認できる写真  (3)　 住民票等3世代・2世代該当者全員の同居又は近居を証明する書類 |
| ３世代が近居するために施工する建築工事で請負契約額が200万円以上のもの | 対象経費の10％  ただし、上限を80万円とする。 |
| ２世代が同居又は近居するために施工する建築工事で請負契約額が200万円以上のもの | 対象経費の10％  ただし、上限を 50万円とする。 |

備考　算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

様式第1号(第6条関係)

年　　月　　日

邑南町長　　　　　　　　　　様

邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金交付(変更)申請書

　邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金の交付を受けたいので、邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな  申請者氏名 | 印 |
| 申請者住所 | 〒  住所  電話番号 |
| 定住地の所在 | 島根県邑智郡邑南町  集落名 |
| 区分 | 新築　　　・　　　増改築又は修繕  (該当するものを○で囲んで下さい。) |
| 工事に要する経費 | 円 |
| 工事着手予定年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 工事完了予定年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 添付書類 | ・申請者の住民票の写し  ・誓約書  ・工事請負契約書(見積書)の写し  ・位置図・平面図・立面図及び増改築及び修繕にあってはその内容のわかる図面  ・その他 |

様式第2号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

邑南町長

邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金交付(不交付)決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付 | 交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 不交付 | 理由 |

1　事業が完了したときは、速やかに邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金実績報告書(様式第3号)を提出して下さい。

様式第3号(第9条関係)

年　　月　　日

邑南町長　　　　　　　　　　様

邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定のあった邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金について、下記のとおり実施したので、邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業実施要綱第9条の規定に基づき報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな  申請者氏名 | 印 |
| 申請者住所 | 〒  住所  電話番号 |
| 定住地の所在 | 島根県邑智郡邑南町  集落名 |
| 区分 | 新築　　　・　　　増改築又は修繕  (該当するものを○で囲んで下さい。) |
| 工事に要した経費 | 円 |
| 交付決定額 | 円 |
| 工事着手年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 工事完了年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 添付書類 | ・領収書又はこれの準ずるものの写し  ・成果が確認できる写真  ・住民票等3世代・2世代該当者全員の同居又は近居を証明する書類 |

様式第4号(第10条関係)

邑南町長　　　　　　　　　　様

邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金交付請求書

一金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定のあった邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業補助金について、上記のとおり請求します。

　　　　　年　　月　　日

申請者住所　　島根県邑智郡邑南町

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　邑南町長　　　　　　　　　　様

様式第5号(別表関係)

誓約書

年　　　月　　　日

邑南町長　　　　　　　　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　印

保証人　住所

氏名　　　　　　　　　印

　私は、邑南町多世代による安心子育て住ま居る推進事業実施要綱に基づく補助金交付の申請にあたり、要綱の目的及び趣旨を理解、遵守し、補助対象住宅に定住することを誓います。

　また、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、並びに補助金を受け取った日から5年を経過する日までに当該住宅に居住しなくなったときは、補助金を直ちに返還することを併せて誓います。

　なお、補助金の交付に関して、申請者の町税及び使用料等の納入状況について、また、補助金交付後5年間の転出入について、町長が調査することに同意します。